

福岡県公報

平成十八年六月三十日
第二千五百五十二号
増刊 ①

福岡県消費生活条例施行規則を制定し、ここに公布する。
平成十八年六月三十日

福岡県規則第六十六号

福岡県知事 麻生 渡

福岡県消費生活条例施行規則

目次

規則（第六十五号・第六十六号）

○福岡県財務規則の一部を改正する規則	（出納事務局出納総務課）	一
○福岡県消費生活条例施行規則	（生活文化課）	一

規則

福岡県規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成十八年六月三十日

福岡県知事 麻生 渡

目次

第一章 総則（第一条～第三条）

第二章 消費者訴訟の援助（第四条～第二十条）

第三章 福岡県消費生活審議会（第二十一条～第二十八条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、福岡県消費生活条例（昭和五十二年年福岡県条例第八号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。
(不当な取引行為)

第二条 条例二十条第一項の不当な取引行為は、別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める行為とする。

(消費者の申出の手続)

第三条 条例第三十四条第一項の規定により知事に対しても申出をしようとする者は、次

の事項を記載した申出書を提出しなければならない。

一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに団体にあっては次

の事項を記載した申出書を提出しなければならない。

一 契約を締結しようとする前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法、選

定基準、申請方法等を公表すること。

二 契約を締結した後ににおいて、契約の相手方となつた者の名称、契約の相手方とし

た理由等契約の締結の状況を公表すること。

（消費者訴訟の援助の対象）

第四条 条例第三十六条に規定する訴訟（以下「消費者訴訟」という。）の資金の貸付

け及び援助は、県内に住所を有している消費者に対し行うものとする。

附則

この規則は、平成十八年七月一日から施行する。

(訴訟に準ずるもの)

条例第三十六条に規定する訴訟に準ずるものは、次に掲げるものとする。

- 一 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）による民事執行手続
- 二 民事保全法（平成元年法律第九十一号）による民事保全手続
- 三 破産法（平成十六年法律第七十五号）による破産手続
(貸付金の対象となる費用の範囲)

第六条 条例第三十六条の規定により貸し付ける資金（以下「貸付金」という。）の範囲は、次に掲げる費用とする。

- 一 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第二章の規定により裁判所に納める費用

二 弁護士に支払う費用

- 三 前二号に掲げる費用のほか、消費者訴訟に要する費用で知事が適当であると認められるもの

（一件当たりの被害額）

第七条 条例第三十六条第三号の規則で定める額は、百万円とする。

(貸付金の限度額等)

第八条 消費者訴訟一件当たりの貸付金額は、百万円とする。

（貸付けの申請）

第九条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、消費者訴訟資金貸付申請書（様式第一号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の消費者訴訟資金貸付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 貸付けを受けようとする者の住民票

- 2 消費者訴訟に要する費用の支払予定額調書（様式第一号）

三 第二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（保証人）

第十一条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、次に掲げる要件を備えた保証人を立てなければならぬ。

- 一 県内に住所を有している者
- 二 一定の職業を有し、弁済の資力を有する者
- 三 条例に基づく貸付金の貸付けを受けていない者
- 四 条例に基づく貸付金の貸付けを受けていない者

2 前項の規定により保証人となった者は、第十三条の規定により貸付け金の交付を受けた者（以下「借受者」という。）と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第十九条の規定による延滞利息を含むものとする。

3 前項の規定による保証人が第一項の要件を欠くに至った場合は、借受人は、新たに第一項の規定により保証人を立てなければならない。

(貸付けの決定)

第十二条 知事は、第九条第一項の規定による消費者訴訟資金貸付申請書の提出があったときは、貸付けの可否及び貸付金の額を決定し、その旨を消費者訴訟資金貸付決定通知書（様式第三号）又は消費者訴訟資金貸付不承認通知書（様式第四号）により貸付申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による貸付けの決定をするに当たっては、必要な条件を付することができる。

(貸付け決定の取消し)

第十三条 知事は、前条第一項の規定による貸付けの決定の通知を受けた者が、偽りの申請その他不正な手段によって貸付けの決定を受けたときは、当該貸付けの決定を取り消すものとする。

(貸付金の交付)

第十四条 借受者が、既に交付を受けた貸付金に追加して貸付けを受ける必要が生じたときは、貸付金の追加申請をすることができる。この場合において、貸付金の合計額

平成18年6月30日 金曜日

は、第八条第一項に規定する貸付金の限度を超えない額とする。

- 2 前項の申請をしようとする者は、消費者訴訟資金追加貸付申請書（様式第六号）に、訴訟費用支払予定額調書及び訴訟費用収支精算書（様式第七号）を添えて知事に提出しなければならない。

- 3 追加貸付けについては、第十条第一項第二号及び第四号を除き、第四条から前条までの規定を準用する。

第十五条 貸付金の返還期日は、当該消費者訴訟が終了した日の翌日から起算して六月の範囲内で知事が定める日とする。

- 2 貸付金の返還の方法は、一時払とする。ただし、知事が必要があると認めたときは、分割払とすることができる。

第十六条 条例第三十七条规定により貸付金の全部又は一部の返還を猶予する場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- 1 借受者が災害により一時資力を失ったとき。
- 2 借受者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定に基づき、勧告若しくは措置により入院し、又は交通を制限され、若しくは遮断されたとき。
- 3 借受者が当該訴訟に係る結果に基づき、弁済を受けようとする額の支払期日が、前条第一項の規定による返還期日後であるとき。
- 4 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めるとき。

2 借受者が、前項の規定により貸付金の返還の猶予を受けようとするときは、消費者訴訟資金返還猶予申請書（様式第八号）に、その理由を証する書類その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による消費者訴訟資金返還免除申請書の提出があつたときは、貸付金の返還の免除の可否及び返還を免除する額を決定し、その旨を消費者訴訟資金返還免除決定（不承認）通知書（様式第十一号）により借受者に通知するものとする。

（貸付金の即時返還）

第十八条 知事は、借受者が貸付金を貸付け目的以外の目的に使用したときは、直ちに、貸付金の全部又は一部を返還させるものとする。

（延滞利息）

第十九条 借受者は、貸付金を返還期限までに返還しなかったときは、当該返還期限の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、当該返還すべき金額に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利息を支払わなければならない。

この場合において、当該返還すべき額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。ただし、当該延滞利息の全額が十円未満であるときは、延滞利息は徴収しない。

2 前項に規定する延滞利息の額の計算についての年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

（届出）

第二十条 借受者（第六号に掲げる場合にあっては、当該消費者訴訟を承継する者）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならぬ。

- 1 貸付金の返還の猶予の可否並びに猶予する期間及び額を決定し、その旨を消費者訴訟資金返還猶予決定（不承認）通知書（様式第九号）により当該借受者に通知するものとする。
- 2 （返還の免除）

第十七条 条例第三十七条规定により貸付金の全部又は一部の返還を免除する場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- 1 借受者が死亡した場合において、当該消費者訴訟を承継する者がいないとき。
- 2 借受者が当該消費者訴訟に係る結果に基づき、弁済を受けた額が、貸付金の額に満たなかつたとき。

3 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めるとき。

- 2 借受者（前項第一号に該当する場合を除く。）は、前項の規定により貸付金の返還の免除を受けようとするときは、消費者訴訟資金返還免除申請書（様式第十号）に、その理由を証する書類その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

福岡県公報

平成18年6月30日 金曜日

ならない。

- 一 消費者訴訟を提起したとき。
- 二 消費者訴訟が終了したとき。
- 三 訴訟代理人に変更があったとき。

四 借受者又は訴訟代理人の住所又は氏名の変更があったとき。

五 保証人の変更又は保証人の住所若しくは氏名の変更があったとき。

六 消費者訴訟の承継があつたとき。

- 2 借受者又は訴訟代理人は、当該裁判があつたときは、その都度速やかに、消費者訴訟経過報告書（様式第十二号）を知事に提出しなければならない。

- 3 借受者又は訴訟代理人は、当該裁判が終了したときは、速やかに、消費者訴訟結果報告書（様式第十三号）を知事に提出しなければならない。

第三章 福岡県消費生活審議会

（任期）

第二十一条 福岡県消費生活審議会（以下「審議会」という。）の委員の任期は、二年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第二十二条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第二十三条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、審議事項について必要がある場合は、参考人の意見を聴くことができる。

（消費者苦情処理委員会）

第二十四条 審議会に、条例第三十五条第三項に規定する調停に関し、審議及び必要な

事項の処理を行わせ、その他消費者苦情の解決に関し必要な事項を審議させるため、消費者苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に属すべき委員は、会長が審議会の委員のうちから指名する。

3 委員会に委員長を置き、会長が審議会の委員のうちから指名する。

4 委員長は、委員会で審議した経過及び結果を、速やかに、会長に報告するものとする。

5 審議会は、その定めるところにより、委員会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

6 第二十二条第三項及び第二十三条の規定は、委員会について準用する。この場合において、第二十二条第三項中「会長」とあるのは「委員長」と、第二十三条中「審議会」とあるのは「委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

7 前項の規定にかかわらず、委員長は、審議会が定めるところにより、委員会の委員のうちから指名した者に第一項の審議及び事務を行わせ、その合議によって決するところをもって、委員会が決したものとすることができる。

（調停）

第二十五条 知事は、審議会の調停に付したときは、その旨を苦情の申請者及びその相手方（以下「当事者」という。）に通知するものとする。

2 審議会は、当事者に調停案を文書で提示することにより調停を行う。

3 審議会は、当事者に対し、相当の期間を定めて、調停案の受諾を勧告することができる。

4 調停は、当事者が調停案に合意し、記名押印したときに成立する。

5 審議会は、当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

6 第三項の規定による勧告がされた場合において、指定された期間内に、当事者から調停案を受諾しない旨の申出があったとき、又は受諾する申出がなかつたときは、当該調停は打ち切られたものとみなす。

7 審議会は、第五項の規定により調停を打ち切ったとき、又は前項の規定により調停が打ち切られたものとみなされたときは、当事者に対し、その旨を通知するものとす

る。

8 会長は、当事者間に合意が成立したとき、第四項の規定による調停が成立したとき、第五項の規定により調停を打ち切ったとき、又は第六項の規定により調停が打ち切られたものとみなされたときは、速やかに、知事に報告するものとする。

(部会)

第二十六条 審議会に、専門の事項を審議させるため、部会を置くことができる。

2 第二十二条第三項、第二十三条及び第二十四条第二項から第四項までの規定は、部会について準用する。この場合において、第二十二条第三項中「会長」とあるのは「部会長」と、第二十三条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、第二十四条第二項中「委員会」と、「委員長」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第三項中「委員会」とあるのは「部会」と、同条第四項中「委員長」とあるのは、「部会長」と、「委員会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(幹事)

第二十七条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(委任)

第二十八条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年七月一日から施行する。

(福岡県消費生活審議会規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 福岡県消費生活審議会規則（昭和五十二年福岡県規則第二十三号）

二 福岡県消費者訴訟資金貸付規則（昭和五十二年福岡県規則第四十七号）

三 福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例に基づく権利を定める規則（平成四年福岡県規則第六十九号）

別表（第一条関係）

区 分	不 当 な 取 引 行 為
一 消費者に対し、商品等の売買又は提供に係る契約（以下「商品売買契約等」という。）の締結について、勧誘しようとして、消費者に迷惑を及ぼし、又は消費者を欺いて消費者に接触する行為	イ 消費者の拒絶の意思が表示されているにもかかわらず、又はその意思を表示する機会を付与していないにもかかわらず、目的を偽り、若しくは秘匿して、又は早朝若しくは深夜に若しくは再三にわたり訪問する等消費者に迷惑を及ぼすと認められる方法で、契約の勧誘又は締結を目的として、住居、勤務先その他の場所を訪問する行為
ロ 道路その他公共の場所において消費者を呼び止めた場合において、消費者の拒絶の意思を表示しているにもかかわらず、又はその意思を表示する機会を付与していないにもかかわらず、契約の勧誘又は締結を目的として、消費者につきまとい、又は消費者を當業所その他の場所へ誘引する行為	ロ 道路その他公共の場所において消費者を呼び止めた場合において、消費者の拒絶の意思を表示しているにもかかわらず、又はその意思を表示する機会を付与していないにもかかわらず、契約の勧誘又は締結を目的として、消費者につきまとい、又は消費者を當業所その他の場所へ誘引する行為
ハ 契約の勧誘又は締結を目的としているにもかかわらず、商品等の販売の意図を明らかにしない、又は商品等の販売以外のことを中心とした目的として、消費者につきまとい、又は文書を送付し、若しくは配布する行為	ハ 契約の勧誘又は締結を目的としているにもかかわらず、商品等の販売の意図を明らかにせず、又は商品等の販売以外のことを中心とした目的であるかのように偽り消費者に接觸する行為
ニ ハに定めるもののほか、契約の勧誘又は締結を目的としているにもかかわらず、商品等の販売の意図を明らかにせず、又は商品等の販売以外のことを中心とした目的であるかのように偽り消費者に接觸する行為	ニ ハに定めるもののほか、契約の勧誘又は締結を目的としているにもかかわらず、商品等の販売の意図を明らかにせず、又は商品等の販売以外のことを中心とした目的であるかのように偽り消費者に接觸する行為
イ 商品等の販売に際し、事業者の氏名又は名称について、明らかにせず、又は偽り契約の締結を勧誘する行為	イ 商品等の販売に際し、事業者の氏名若しくは名称又は住所について、明らかにせず、又は偽り契約を締結させる行為
ロ 商品等の販売に際し、事業者の氏名若しくは名称又は住所について、明らかにせず、又は偽り契約を締結させる行為	ロ 商品等の販売に際し、事業者の氏名若しくは名称又は住所について、明らかにせず、又は偽り契約を締結させる行為
ハ 商品等に関し、その品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組みその他の契約に関する重要な情報であって、事業者が保有し、又は保有し得るものを探せずに、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	ハ 商品等に関し、その品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組みその他の契約に関する重要な情報であって、事業者が保有し、又は保有し得るものを探せずに、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
ニ 商品等の品質、内容又は取引条件が実際のものよりも著しく優良又は有利であると、人を誤認させるような表現を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	ニ 商品等の品質、内容又は取引条件が実際のものよりも著しく優良又は有利であると、人を誤認させるような表現を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
ホ 商品等の設置又は利用が、法令等により義務付けられたものであるかのように人を誤認させる説明をし、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	ホ 商品等の設置又は利用が、法令等により義務付けられたものであるかのように人を誤認させる説明をし、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
ヘ 商品等の販売に際し、自らを官公署、公共的団体、著名な法人等の職員と誤認させるような言動等を用いて、又は官公署、公共的団体若しくは著名な法人若しくは個人の許可、認可、後援等の	ヘ 商品等の販売に際し、自らを官公署、公共的団体、著名な法人等の職員と誤認させるような言動等を用いて、又は官公署、公共的団体若しくは著名な法人若しくは個人の許可、認可、後援等の

<p>三 消費者を威迫し、若しくは困惑させ、又は消費者の知識、能力若しくは経験の不足に乗じて、商品売買契約等の締結を勧誘し、又は商品売買契約等を締結させる行為</p>	<p>ト ニからへまでに定めるものほか、商品等の販売に際し、消費者が契約の締結の意思を決定する上で重要な事項について、事実と異なること又は人を誤認させることを告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>
<p>イ 消費者に威圧的な言動を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>ロ 消費者の意に反して早朝若しくは深夜又は消費者が正常な判断をすることが困難な状態のときに、電話をし、又は訪問して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>ハ 消費者の不幸を予言すること、消費者の健康上の不安又は老後の不安その他の不安をことさらあおること等消費者を心理的に不安な状態に陥らせるような言動により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>	<p>チ 商品等の販売に際し、消費者が契約の締結の意思を決定する上で重要な事項について、将来において不確実な事項について断定的な判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>
<p>二 商品等の取引に関し、消費者が過去にかかわった取引における当該消費者の情報又は取引に関する情報を利用して、消費者に不安を抱かせ、又は消費者が過去に被った不利益が回復するよううに現在被っている不利益が拡大するのを防止するかのように、若しくは将来被るおそれがある不利益を予防できるかのように説明し、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>ホ 商品等を販売する目的で、無償又は著しく廉価の商品等を提供することにより、消費者の心理的負担を利用して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>ヘ 消費者が集まっている場所において、又は消費者を集めたうえで、主たる販売目的以外の商品等を意図的に無償又は著しく廉価で提供すること等により、不当に消費者の購買意欲をあおり、又は消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>	<p>ト 消費者が勧誘を受けている場所から退出する旨の意思を表示したにもかかわらず、その場所から消費者を退出させないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>
<p>チ 商品等の販売に関して、消費者が受信拒否の意思表示をしたにもかかわらず、電話、ファクシミリ、電子メール等を介して一方的に広告宣伝等を反復して送信することにより、契約の締結を勧誘</p>	<p>ト 関与を得ていると誤認させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>

<p>四 取引における信義誠実の原則に反し、消費者に不当に不利益となる内容の商品売買契約等を締結させる行為</p> <p>ハ 契約に係る損害賠償額の予定若しくは違約金又は契約の解除に伴う清算金に関し、消費者に不当に不利益となる高額な、又は高率な負担を求める内容の条項を含む契約を締結させる行為</p> <p>二 商品の購入をする際又は役務の提供を受ける際にクレジットカード、会員証、パスワード等消費者の資格を証するものが第三者によって不正に使用された場合に、消費者に不当に過大な責任を負担させる内容の条項を含む契約を締結させる行為</p> <p>ホ ロからニまでに定めるもののほか、法令の規定が適用される場合に比し、消费者的権利を制限し、又は消费者的義務を加重することにより、消费者的利益を一方的に害する内容の条項を含む契約を締結させる行為</p> <p>ヘ 消費者にとって、不当に過大な量の商品等又は不当に長期にわたりて供給される商品等の購入等を内容とする条項を含む契約を</p>	<p>リ 商品等の購入資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、金銭の借入れその他信用の供与を受けることを執りようで、勧めて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>ヌ ロからリまでに定めるもののほか、長時間にわたり、若しくは反復し、消費者を威迫し、若しくは困惑させると認められる方法で、又は消費者が契約を締結する意思がない旨の意思の表示をしているにもかかわらず、消費者を威迫し、若しくは困惑させる方法で契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>ル 消費者の取引に関する知識、判断力又は経験の不足に乗じて、取引の内容、条件、仕組み等について必要な説明をせずに、消費者に著しく不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>ヲ 年齢、職業、収入その他契約に係る書面に記載する事項について、消費者に虚偽の記載をさせるようそそのかし、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>イ 正当な理由がないにもかかわらず、債務不履行若しくは債務の履行に伴う不法行為により生じた消費者に対し事業者が負うべき損害賠償責任の全部若しくは一部を免除し、若しくは契約の目的物の瑕疵により生じた消費者に対し事業者が負うべき損害賠償責任の全部を免除し、又は瑕疵に係る事業者の修補責任を一方的に免責させる内容の条項を含む契約を締結させる行為</p> <p>ロ 法令の規定に基づき、消費者が契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張をすることができる権利を制限して、消費者に不当に不利益をもたらすこととなる内容の条項を含む契約を締結させる行為</p> <p>ハ 契約に係る損害賠償額の予定若しくは違約金又は契約の解除に伴う清算金に関し、消費者に不当に不利益となる高額な、又は高率な負担を求める内容の条項を含む契約を締結させる行為</p> <p>二 商品の購入をする際又は役務の提供を受ける際にクレジットカード、会員証、パスワード等消費者の資格を証するものが第三者によって不正に使用された場合に、消費者に不当に過大な責任を負担させる内容の条項を含む契約を締結させる行為</p> <p>ホ ロからニまでに定めるもののほか、法令の規定が適用される場合に比し、消费者的権利を制限し、又は消费者的義務を加重することにより、消费者的利益を一方的に害する内容の条項を含む契約を締結させる行為</p>
---	---

六 商品売買契約等 に基づく債務の履 行を不當に拒否し	<p>五 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、又は困惑させる等の不當な手段を用いて、商品売買契約等(当該契約の成立、存続又は内容について当事者間で争いのあるものを含む)に基づく債務の履行を請求し、又は当該債務を履行させる行為</p> <p>六 商品売買契約等 に基づく債務の履 行を不當に拒否し、又は困惑されることによって、債務の履行を請求する行為</p>	<p>ト 契約に関する訴訟について、消費者に不當に不利益な裁判管轄を定める条項を含む契約を締結させる行為</p> <p>チ 商品等の購入等に伴い消費者が受ける信用が、その者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、信用の供与又は保証の受託を伴った内容の条項を含む契約を締結させる行為</p> <p>イ 事業者の氏名若しくは名称又は住所について、明らかにせず、又は偽って、消費者、保証人その他消費者の債務を原因とする法律上の支払い義務を負う者(以下「消費者等」という。)に対して、債務の履行を迫り、又は債務を履行させる行為</p> <p>ロ 法的根拠のない債務について、消費者等に対して、法的根拠があるかのように装い、債務の履行を迫り、又は債務を履行させる行為</p> <p>ハ 正当な理由がないにもかかわらず、消費者等に不利益となる情報報を消費者等の関係人に通知し、又はインターネットその他の情報伝達手段を用いて流布する等の言動を用い、心理的圧迫を与えて、債務の履行を迫り、又は債務を履行させる行為</p> <p>ニ 威圧的な言動等を用いて、消費者等を威迫し、若しくは強迫し、又は消費者等に心理的圧迫を与える、債務の履行を迫り、又は債務を履行させる行為</p> <p>ホ 契約の成立又は有効性について消費者等が争っているにもかかわらず、契約が成立し、又は有効であると一方的に主張して、強引に債務の履行を迫り、又は債務を履行させる行為</p> <p>ト 消費者等の意に反して早朝若しくは深夜に、又は消費者等が正常な判断をすることが困難な状態のときに、電話をし、又は訪問して、債務の履行を迫り、又は債務を履行させる行為</p> <p>チ 消費者等の関係人で法律上支払義務のないものに、正当な理由なく、電話をし、訪問する等の不當な手段を用いて、契約に基づく債務の履行への協力を執ようにより求し、又は協力させる行為</p> <p>リ イからチまでに定めるもののほか、消費者等を欺き、威迫し、又は困惑されることによって、債務の履行を迫り、又は債務を履行させる行為</p> <p>イ 履行期限までに商品等を供給する契約を締結した場合において、当該履行期限を過ぎても契約に基づく債務の完全な履行をせず、又は消費者からの履行の督促に対して適切な対応をすることなく</p>
--------------------------------------	--	---

八 商品売買契約等 に伴う立替払、資 金の貸付、債務の 保証その他の消費 者の信用の供与 又は保証の受託を	<p>七 消費者との商品売買契約等に関し、消費者の正当な根拠に基づく契約の解除若しくは取消しによって生ずる債務若しくは契約が無効であることに基づく債務の履行を拒否し、若しくは不适当に遅延させる行為</p>	<p>八 又は正当な理由なく遅延させる行為</p> <p>九 商品等を契約の本旨に従つて供給しないことにより、債務の履行を拒否し、又は遅延させる行為</p> <p>一〇 継続的に商品等を供給する契約を締結した場合において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更することにより、債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は遅延させる行為</p> <p>一一 継続的に商品等を供給する契約を締結した場合において、債務の履行が終了していないにもかかわらず消費者への事前の通知をすることなく履行を中止する行為</p> <p>一二 イからハまでに定めるもののほか、正当な理由がないにもかかわらず、商品等の販売に関し、法令の規定又は契約の条項に基づく事業者の債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は遅延させる行為</p> <p>一三 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、不実のこととを告げ、威迫し、又は困惑させることによって、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要する行為</p> <p>一四 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、いったん口頭による行使を認めたにもかかわらず、後に書面によらないこととを理由とすることによって、又は消费者的クーリング・オフの権利の行使を妨げる目的で消费者的自発的意思によることなく、商品等の使用若しくは利用をさせることによって、契約の成立又は契約の申込みの撤回若しくは契約の解除若しくは取消しによって生ずる債務若しくは契約が無効であることに基づく債務の履行を拒否し、若しくは不适当に遅延させる行為</p> <p>一五 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、法令上の根拠のない手数料、送料等を要求することによって、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要する行為</p> <p>一六 継続的に商品等を供給する契約を締結した場合において、消費者の正当な根拠に基づく中途解約の申出に対しても、これを不当に拒否すること、解約に伴う不适当な違約金、損害賠償金等を要求すること、威迫すること等によって、契約の存続を強要する行為</p> <p>一七 消費者のクーリング・オフの権利の行使とその他の契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、法律上その義務とされる返還義務、原状回復義務、損害賠償義務等の履行を正当な理由なく拒否し、又は遅延させる行為</p> <p>一八 売買業者等(事業者の取次店等として実質的な販売行為を行なう者を含む。以下同じ。)の行為が一の項から七の項までに規定する不當な取引行為のいずれかに該当することを知りながら、又は与信契約に係る加盟店契約その他の提携関係にある販売業者等を適切に管理していれば、そのことを知り得べきであるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる</p>
---	--	--

業として行う者が
、信用の供与の契
約又は保証を受託
する契約（以下「
与信契約等」とい
う。）に關し、当
該商品売買契約等
に係る事業者の不
當な取引行為を知
つていた、若しく
は知り得べきであ
つたにもかかわら
ず、与信契約等の
締結を勧誘し、若
しくは締結させる
行為又は法令の規
定若しくは与信契
約等に基づく消費
者の権利の行使を
妨げるおそれがあ
る行為

行為
ロ 立替払、資金の貸付、債務の保証その他の与信に係る債権及び
債務について、重要な情報を探査せず、又は誤信させるような表
現を用いて、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結
させる行為
ハ 与信契約等において、販売業者等に対して生じている事由をも
つて消費者が正当な根拠に基づき支払いを拒絶できる場合である
にもかかわらず、正当な理由がなく電話をし、訪問する等不当な
手段を用いて、消費者に債務の履行を迫り、又は債務を履行させ
る行為

備考 この表において、「クーリング・オフの権利」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 割賦販売法（昭和三十六年法律第二百五十九号）第四条の四第一項に規定する契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うこと
- 二 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第九条第一項、第二十四条第一項、第四十条第一項、第四十八条第一項及び第五十八条第一項に規定する契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うこと
- 三 前二号に規定する法律以外の法令の規定又は契約により認められた行為であつて、前二号に掲げる撤回、解除等に類すること